適正な労働条件の確保に関する特記事項

（基本的事項）

第１　請負者は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、請負者に雇用され、この契約に基づく建設工事に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第９条に規定する労働者（当該建設工事に直接従事しない者や家事使用人を除く。以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

２　請負者は、当該者を発注者とする下請契約を締結する場合においては、この特記事項の第１から第３までの規定に準じた規定を当該下請契約に定めなければならない。

（下請負人等に対する措置）

第２　請負者がこの契約に基づく建設工事の一部を第三者に行わせようとする場合の当該下請負人等（一次下請以降全ての下請負人をいう。以下同じ。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

２　請負者は、前項の場合において、当該下請負人等から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取するとともに、発注者の求めに応じて、その写し（第１の第２項の規定により、この項に準じて下請契約に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を発注者に提出しなければならない。

３　請負者は、下請負人等が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該下請負人等に対し、指導その他の特定労働者(下請負人等に雇用され、この契約に基づく建設工事に関わっている労働者を含む。以下同じ。)の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

４　請負者は、下請負人等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該下請負人等と締結している契約を解除しなければならない。この場合において、請負者が当該下請負人等と締結している契約の当事者でない場合は、当事者に対して当該下請負人等と締結している契約を解除するよう求めるものとする。

(1)　請負者に対し、第３の第３項若しくは第４項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2)　特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

（労働基準監督署から行政指導があった場合の措置）

第３　請負者は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を発注者に報告しなければならない。

２　請負者は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を発注者に報告しなければならない。

３　請負者は、下請負人等が第１項の行政指導を受けた場合においては、下請負人等に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

４　請負者は、前項の場合において、同項の下請負人等が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、下請負人等に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

（契約の解除）

第４　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合においては、工事請負契約約款第55条第２項及び第６項の規定を準用する。

(1)　請負者が、発注者に対し、第３の第１項若しくは第２項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2)　請負者が、発注者に対し、第３の第３項若しくは第４項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（請負者が、第２の第１項の誓約をした下請負人等に対して、第３の第３項又は第４項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該下請負人等が請負者に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）

(3)　特定労働者に対する賃金の支払について、請負者又は下請負人等が最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（請負者が第２の第４項の規定により、当該下請負人等と締結している契約を解除したとき〔請負者が当該下請負人等と締結している契約の当事者でない場合は、当事者が請負者の求めに応じて当該下請負人等と締結している契約を解除したとき。〕を除く。)

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、工事請負契約約款第54条の規定を適用し、同条第３項及び第８項中「第47条」とあるのは、この特記事項の前項とする。

（損害賠償）

第５　請負者は、第２の第４項又は第４の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、発注者に対してその損害の賠償を請求することはできない。

（違約金）

第６　請負者は、第４の規定により契約が解除された場合は、違約金を発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

別表（第１関係）

|  |
| --- |
| 労働関係法令(1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)(2) 労働組合法(昭和24年法律第174号)(3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)(4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)(5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)(6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)(7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成５年法律第76号)(8) 労働契約法(平成19年法律第128号)(9) 健康保険法(大正11年法律第70号)(10) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)(11) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)(12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号) |